## 第11号議案

足立区職員定数条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成19年2月20日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区職員定数条例の一部を改正する条例

第1条 足立区職員定数条例(昭和50年足立区条例第12号)の一部 を次のように改正する。

第1条中「助役」を「副区長」に改める。

第2条第1項第1号中「3,379人」を「3,309人」に改め、 同項第3号中「224人」を「221人」に改め、同項第4号ア中「1 55人」を「115人」に改め、同項中「合計 3,804人」を「合計 3,691人」に改める。

第2条 足立区職員定数条例の一部を次のように改正する。

第1条中「、収入役」を削る。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規 定は、同年7月13日から施行する。

## (提案理由)

職員の定数を改めるとともに、地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。